

事務専門問題

平成30年5月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないでください。**
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法・・・1ページ～4ページ

民 事 法・・・5ページ～6ページ

経済原論・・・7ページ～10ページ

財 政 学・・・11ページ

公共政策・・・12ページ～16ページ

公法

A村は人口約1,000人、世帯数約500世帯の小さな村である。A村では、地方自治法（以下「法」という。）施行令第167条の11第2項及び第3項に基づき、A村が発注する土木工事の請負契約を指名競争入札の方法により締結しようとする際の指名競争入札参加資格要綱（以下「本件要綱」という。）を定めて公示している。それによれば、A村の地元経済の活性化に寄与することを目的として、本件要綱第5条においては、「地元業者により対応できる工事の請負契約については、地元業者のみを指名するものとする」と定められ、本件要綱第6条においては、「前条の『地元業者』とは、A村の区域内に主たる営業所を有する業者をいう」と定められていた。

A村住民25人を雇用する建設会社であるX社は、A村の区域内に主たる営業所を有する建設会社の一つであった。X社は、A村に主たる営業所を有するようになった平成15年以降、10年以上にわたって、毎年A村が発注する土木工事の幾つかを指名競争入札により落札し、毎年平均5,000万円程度の契約を締結してきた。しかし、平成28年、経営が苦しくなったX社は、A村の区域内において従来主たる営業所として使っていた建物（以下「本件建物」という。）をX社の代表者の家族の住居とすることとし、本件建物に掲げていた「X社」という看板を外し、さらに、ホームページや電話帳にX社の連絡先として掲載していた本件建物の電話番号も削除した。そして、A村に隣接するB町に従来設けていた小さな連絡用事務所を新たな営業所（以下「本件営業所」という。）とし、そこに「X社」という看板を掲げるとともに、ホームページや電話帳に掲載する連絡先電話番号も本件営業所のものとし、従業員25人は本件営業所において雇用し続けることとした。

X社が従来A村の区域内に有していた本件建物が営業所としての実態を有しなくなったことを知ったA村は、X社が本件要綱にいう「地元業者」に該当しなくなったものと判断し、「平成30年度以降は、地元業者により対応できる工事の請負契約については、指名競争入札においてX社を指名しないものとする。」という措置（以下「本件措置」という。）を決定し、X社に通知した。なお、X社は、A村の区域内に主たる営業所を有していないものの、法施行令第167条の11第1項及び第2項に定める、それ以外の入札参加資格は全て満たしている。

X社は、本件措置に対して不服を持ち、国家賠償を請求することと、本件措置の取消訴訟（行政事件訴訟法第3条第2項）を提起することを考えているとA村に連絡してきた。このため、A村の担当課において対応の検討が行われている。

あなたがA村の担当課の職員であると仮定し、以上の事実関係を踏まえて、次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

地元経済の活性化に寄与することを目的として、本件要綱第5条に従った指名競争入札の運用をすることが地方自治法上認められるかどうかを明らかにした上で、本件措置が国家賠償法第1条第1項の適用上違法となるかどうかを検討せよ。ただし、本件措置に係る手続の違法性については検討する必要はない。

【問2】

本件措置が取消訴訟の対象となる公権力の行使に当たるかどうか検討せよ。ただし、検討する際には、本件措置が取消訴訟の対象となる公権力の行使に当たるとする立場と当たらないとする立場との、それぞれの根拠を示すこと。

【参考条文】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）〔抜粋〕

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。…

4、5（略）

- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）〔抜粋〕

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 （略）

2 （略）

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、…工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(指名競争入札の参加者の資格)

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、…あらかじめ、…第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

○国家賠償法（昭和22年法律第125号）〔抜粋〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 (略)

○行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）〔抜粋〕

(抗告訴訟)

第3条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為…の取消しを求める訴訟をいう。

3～7 (略)

民法

次の【問1】、【問2】に答えよ。

【問1】

Aは、マイホームを建築するために土地の購入を検討していたところ、Bが売りに出している甲土地（現状は更地になっている。）を発見した。そこで、Aは、甲土地の売買価格等の契約条件についてBと交渉を開始し、その交渉がまとまった結果、Bとの間で、AがBから甲土地を1,500万円で購入する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

以上を前提として、次の(1)、(2)に答えよ。なお、(1)、(2)は独立した問題であり、他の問題を前提とせず答えること。

- (1) A・B間では、本件売買契約の2か月後に、甲土地の引渡し・移転登記と代金の支払をすることが合意された。ところが、本件売買契約の2週間後から、Cが、A及びBに無断で、甲土地を柵で囲って占有している。

この場合において、Aは、Cに対し、甲土地の明渡しを請求することができるか、また、Bは、Cに対し、甲土地の明渡しを請求することができるか、それぞれ説明せよ。

- (2) A・B間で、本件売買契約に基づき、甲土地の引渡し・移転登記と代金の支払がなされた。その半年後、Aは、親の介護のために親と同居することになり、甲土地上にマイホームを建築することを断念した。そこで、Aは、甲土地を賃貸することにし、Dとの間で、甲土地について、存続期間30年、賃料年額20万円、建物所有の目的でAがDに賃貸する旨の契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、甲土地をDに引き渡した。Dは、甲土地上に乙建物を建築した。

本件賃貸借契約の5年後、Dは、Eとの間で、甲土地の賃借権及び乙建物を代金1,200万円でEに売却する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結し、甲土地・乙建物の引渡し、乙建物の移転登記及び代金の支払がなされた。なお、DがEに甲土地の賃借権を譲渡することについて、Aは事前に承諾していた。

本件契約の2年後、集中豪雨により、甲土地の地盤の数か所が50センチ程度

沈下した結果、乙建物全体が傾き、乙建物の存立が危険な状態になった。その後の調査により、甲土地は東側の隣地よりも2メートル高い位置にあり、隣地との境界沿いの甲土地にコンクリートの擁壁（※）が設けられているところ、この擁壁に水抜き穴が設置されていなかったために、大量の水分が甲土地の土壌に蓄積した結果、擁壁に傾斜、亀裂が生じ、地盤の沈下が生じたことが判明した。D及びEは、この時点で初めて、以上の事実を知った。

この場合において、Eは、誰に対し、どのような請求をすることができるか説明せよ。

※擁壁・・・斜面の崩壊を防ぐために設けられる壁状の構築物

【問2】

Xは、Yとの間で、Xの所有する甲建物をYに賃貸する契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、甲建物をYに引き渡した。その後、Xは、本件賃貸借契約の賃貸期間が満了してもYが甲建物を明け渡さないと主張して、甲建物の所有権に基づき、Yに対して甲建物の明渡しを求める訴訟（以下「前訴」という。）を提起した。これに対しYは、Xが甲建物を所有していることは認めるとした上、X・Y間で賃貸借契約が締結されていること、賃貸期間はまだ満了していないと主張して争った（X・Y間では、これ以上の事実主張はされていない。）。

以上を前提として、次の（1）、（2）に答えよ。なお、（1）、（2）は、それぞれ独立した問題であり、他の問題を前提とせず答えること。

- （1） 前訴の裁判所は、証拠調べをした後に弁論を終結し、原告の請求を棄却するとの判決をしたが、その理由として、本件賃貸借契約の賃貸期間の満了前に、XとYが本件賃貸借契約を合意により解除していたことを認定し、これに基づいて原告の請求を棄却していた。このような判決に含まれる訴訟法上の問題点について説明せよ。
- （2） 前訴の裁判所は、証拠調べをした後に弁論を終結し、甲建物の所有権者はXであるとしつつ、賃貸借契約はまだ満了していないとして、原告の請求を棄却するとの判決をし、この判決は確定した。その後、Xは、Yに対し、本件賃貸借契約に基づいて賃料の支払を求める訴訟（以下「後訴」という。）を提起した。これに対し、Yは、後訴において本件賃貸借契約の成立について争うことができるか、訴訟法上の問題点を指摘して解答せよ。

経済原論

次のⅠ～Ⅳに答えよ。ただし、各設問については、指示がある場合を除き、計算の過程を示し、割り切れない場合は分数で、また、有理数の指数の場合は計算せず、そのままの数値でよい。

Ⅰ 総需要によって総生産が決まる閉鎖マクロ経済が、次の式で表されるとき、次の問いに答えよ。

$$Y = C + I + G \quad \text{①}$$

$$\text{消費関数： } C = 60 + 0.75(Y - T) \quad \text{②}$$

$$\text{投資関数： } I = 60 - 2i \quad \text{③}$$

$$\text{貨幣需要関数： } L = 300 - 4i \quad \text{④}$$

ここで、 Y は国内総生産、 C は消費、 I は投資、 G は政府支出、 T は租税、 i は利子率、 L は貨幣需要を表す。

- (1) 投資関数③において、なぜ投資は利子率の減少関数なのか、2行程度で簡潔に説明せよ。
- (2) 貨幣需要関数④において、なぜ貨幣需要は利子率の減少関数なのか、2行程度で簡潔に説明せよ。
- (3) G 、 T 、 L を所与としたとき、均衡国内総生産の関係式を求めよ。
- (4) $G=50$ 、 $T=60$ 、 $L=280$ のとき、均衡国内総生産、均衡利子率、家計の税引き後所得、平均消費性向、限界消費性向のそれぞれの値を求めよ。
- (5) 財政政策によって、 T 、 L は不変のまま、 G を1増加させるとするとき、均衡国内総生産はどの程度変化するか、求めよ。
- (6) 財政政策によって、 L は不変のまま、 G を1増加させると同時に T を1増加させるとき、均衡国内総生産はどの程度変化するか、求めよ。さらに、(5)の答えと比較し、違いの背景を2行程度で簡潔に説明せよ。

II 家計と企業からなる経済を考える。家計は、若年と老年からなる（2期間の世代重複モデル）。 t 期に生まれた家計の生涯効用は、

$$\log(C_{1,t}) + \beta \log(C_{2,t+1})$$

と表される。ここで、 $C_{1,t}$ 、 $C_{2,t+1}$ はそれぞれ t 期に生まれた家計の若年期の消費、老年期の消費を表し、 β は割引率で $0 \leq \beta < 1$ を満たす。家計の予算制約式は、

$$C_{1,t} + S_t = W_t$$

$$C_{2,t+1} = r_{t+1} S_t$$

と表される。ここで、 S_t は若年期の資本ストックへの貯蓄、 W_t は若年期の労働所得、 r_{t+1} は貯蓄のリターン（ $1 +$ 利子率）であり、家計の総数は 1 、すなわち人口成長率は 0 とし、総労働供給は 1 とする。

企業は、完全競争下にあり、資本ストックと労働を用いて以下の生産関数に従って財を生産する。

$$Y_t = AK_{t-1}^\alpha L_t^{1-\alpha}$$

ここで、 Y_t 、 A 、 K_{t-1} 、 L_t は、それぞれ生産量、生産性、資本ストック、労働を表す。資本ストックの減耗率は 1 で、翌期には完全に消耗する。財の価格は 1 とする。

以上のことを踏まえて、次の問いに答えよ。

- (1) W_t 、 r_{t+1} を所与として、家計の生涯効用最大化問題を解き、若年期の資本ストックへの貯蓄 S_t を求めよ。
- (2) W_t 、 r_t を所与として、企業の利潤最大化問題を解き、資本ストックの需要量 K_{t-1} 及び労働の需要量 L_t について、それぞれ W_t 、 r_t 及び Y_t の関数として表せ。
- (3) 労働市場、財市場、資本市場の均衡式をそれぞれ表せ。
- (4) W_t 、 r_{t+1} の定常値をそれぞれ求めよ。

Ⅲ ある市場において、企業1と企業2の二つの企業が価格競争を行っており、企業1の価格を p_1 、企業2の価格を p_2 とする。この市場の需要関数は $1-p$ で与えられ、 p は p_1 と p_2 のうち低い方の価格である。高い方の価格をつけた企業の需要はゼロであり、企業1と企業2との価格が等しい場合、需要は企業1と企業2とで等分される。企業1、企業2とも固定費用は存在せず、限界費用は一定である。企業1の限界費用を c_1 、企業2の限界費用を c_2 とし、 $0 < c_1 < 1$ 、 $0 < c_2 < 1$ とする。

以上のことを踏まえて、次の問いに答えよ。

- (1) $c_1 = c_2$ の下でのナッシュ均衡価格を求めよ。
- (2) $c_1 > c_2$ の下では、ナッシュ均衡価格が $p_1 = p_2 = c_1$ では「ない」ことを説明せよ。
- (3) $c_1 > c_2$ の下では、両企業の価格が同じであるような純粋戦略ナッシュ均衡は存在しないことを、(2)に加えて、 $p_1 = p_2 > c_1$ 、 $p_1 = p_2 < c_1$ の二つのケースに分けて説明せよ。
- (4) $c_1 = c_2$ の下では、両企業が結託（協調）して価格を設定することで得られる最大の合計利益は、この市場に同一の限界費用（ $c = c_1 = c_2$ ）を持つ独占企業が存在した場合の独占利益に等しいことを説明せよ。
- (5) $c_1 = c_2$ の下で、この価格競争が無限回繰り返されるとする。両企業がトリガー戦略を用いて、每期、独占利益を等分することが部分ゲーム完全均衡になるような共通の割引因子 δ の条件を求めよ。
- (6) $c_1 = c_2$ の下で、この価格競争が無限回繰り返されるとする。両企業がトリガー戦略を用いて、每期、企業1が独占利益の3分の1、企業2が独占利益の3分の2を得ることが部分ゲーム完全均衡になるような共通の割引因子 δ の条件を求めよ。

IV 企業1と企業2がそれぞれ異なる財を生産している。どちらの財の価格も1であり、各企業の生産量にかかわらず財の価格は一定である。企業1の生産量を x 、企業2の生産量を y で表し、企業1の総費用は x^2 、企業2の総費用は $y^2 + \frac{1}{2}x$ とする。

以上のことを踏まえて、次の問いに答えよ。

- (1) 企業1と企業2とがそれぞれ独立に利益を最大化する場合、各企業の生産量を求めよ。
- (2) 企業1と企業2の利益の合計を最大化する場合、各企業の生産量を求めよ。
- (3) (1)と(2)で求めた生産量が異なる理由を、適切な概念を用いて簡潔に説明せよ。
- (4) 企業1と企業2は自由に生産量を決定できるが、交渉により両企業の合意に基づいて生産量を定めることも可能であるとする。このとき、交渉にはコストがかからないと仮定して、どのように利益が分配される可能性があるか、説明せよ。
- (5) 企業2に「企業1の生産を差し止める権利」が与えられ、さらに、交渉により両企業の合意に基づいて生産量を定めることも可能だとする。このとき、交渉にはコストがかからないと仮定して、どのように利益が分配される可能性があるか、説明せよ。
- (6) 企業1と企業2はそれぞれ独立に利益を最大化する。このとき、政府が企業1の生産量1単位当たり税率 t の従量税を課し、その税収を企業2に補助金として与えるとした場合、企業1と企業2の利益の合計を最大化する税率 t と、企業1の利益をそれぞれ求めよ。

財政学

次のⅠ～Ⅲに答えよ。

- Ⅰ 政府による市場経済への介入を考える上で、「市場の失敗」の問題は重要である。代表的な「市場の失敗」の例を二つ挙げ、なぜ「市場の失敗」が発生するのかが分かるように、それぞれ説明し、また、それぞれの「市場の失敗」に対して、政府がどのように介入することが望ましいと考えられているか、説明せよ。
- Ⅱ 「市場の失敗」の存在は、政府による市場経済への介入を正当化する根拠となるが、「政府の失敗」の可能性も存在するため、政府介入が望ましいとは言い切れない。代表的な「政府の失敗」の例を二つ挙げ、なぜ「政府の失敗」が発生するのかが分かるように、それぞれ説明せよ。
- Ⅲ 「市場の失敗」の問題を緩和するために政府が財源を調達する上で、公債発行は効率性や公平性を高めるための重要な手段にもなるが、巨額の負債を不当に将来世代に残すという「政府の失敗」の問題を生む手段になる可能性もある。したがって、公債を適切に活用することが大切である。これらを踏まえて、次の問いに答えよ。
- (1) 効率性を高めるために有効と考えられる公債の活用方法を二つ挙げ、それぞれ説明せよ。
- (2) 公平性を高めるために有効と考えられる公債の活用方法を二つ挙げ、それぞれ説明せよ。

公共政策

「都市」という熟語は、「都」と「市」とからなる。「都」は「みやこ」であり、いわば、政治や文化の中心地を、他方、「市」は「いち」であり、いわば、経済の結節点を示唆しているとする向きもある。東京都は、昭和18（1943）年に東京府及び東京市を廃して設置されたものであり、「市」ではなく「都」という表記を使用している。しかし、現実には、戦後の東京という大都市は、経済の結節点としての「いち」でもあり続けている。

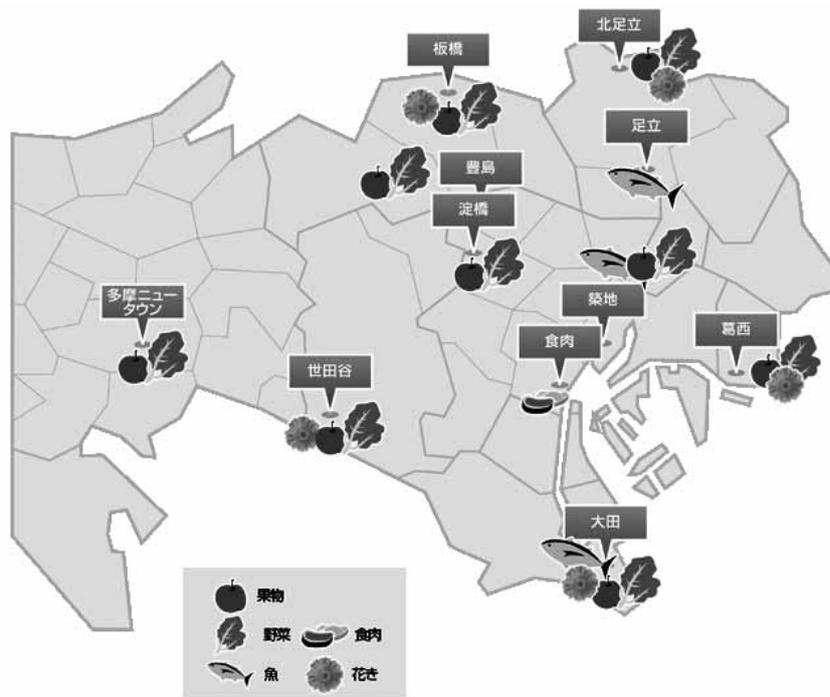
現在、東京都は「卸売市場法」に基づいて、中央卸売市場を開設している（資料1）。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、温室効果ガス排出量の総量削減義務を履行する手段の一つとして、「東京都キャップ&トレード制度」を導入している（資料2）。さらに、「国際金融都市・東京」構想により、金融関係の新たなプレーヤーが東京市場に参入することを促進する（資料3）など、様々な市場や取引の場を運営、提供したり、環境整備を行ったりしている。

そこで、以下の（1）～（3）に答えよ。

- （1） 資料1～3に示す市場・取引について、相互に比較して、東京という大都市にとっていかなる意味を持つのか、都民の視点から論ぜよ。
- （2） 東京という大都市において、資料1～3に示す市場・取引を含め、いかなる市場・取引が存在するのか、体系的・包括的に整理して幅広く論ぜよ。
- （3） （2）で挙げた市場・取引を踏まえて、東京都という自治体は何をすることができるのか論ぜよ。

資料 1

1 東京都の中央卸売市場



出典：東京都中央卸売市場ホームページより作成

2 関係法令

(1) 卸売市場法

(目的)

第1条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(2) 東京都中央卸売市場条例

(目的)

第1条 この条例は、東京都中央卸売市場に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき業務規程に定める事項、その他の業務の運営及び施設の管理に関する事項並びに生鮮食料品等の品質管理及び流通改善のために必要な事項について定め、取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もって都民の消費生活の安定に資することを目的とする。

3 東京都の中央卸売市場の歴史

市場のはじまり

- ・徳川家康は、江戸城内で働く人々の食事を用意するため、大坂の佃村から漁師たちを呼び寄せて幕府に魚を納めさせた。一方、漁師たちは獲れた魚の残りを日本橋のたもとで売るようになり、これが魚河岸（魚市場）と呼ばれたことから、現在の東京都の市場のはじまりとされている。
- ・ほぼ同じ頃に青果市場も自然発生的に形成されたと伝えられ、江戸八辻ヶ原（現在の神田須田町あたり）ではじまった青果市場を基として発展してきた。

明治時代の市場

- ・明治維新による社会情勢や経済事情の急変が原因で市場が一時衰え、当時の東京府は、「魚鳥並青物市場及問屋仲買営業例規並税則」を公布した。
- ・東京府の許可のもとに民営の市場が開設され、庶民の食生活の安定に貢献したが、大正12（1923）年9月に関東大震災が発生し、東京の民営20数市場は大きな被害を受けた。

近代の市場

- ・昭和10（1935）年、築地、神田、江東の3市場が開設されたほか、荏原、豊島、足立、大森、食肉などの市場も次々と業務を開始。
- ・その後、高度経済成長期における都市人口の増加や、流通環境の変化に対応するため、板橋、世田谷、北足立、多摩ニュータウン、葛西（江東市場3分場を整理、統合）、大田（神田、荏原および蒲田分場、大森から移転）の各市場が開設されて、市場活動を行っている。

現代の市場

- ・昭和63（1988）年、東京都中央卸売市場で初めて北足立市場に「花き部」が併設されて以降、大田（平成2（1990）年）、板橋（平成5（1993）年）、葛西（平成7（1995）年）、世田谷（平成13（2001）年）の5市場にも併設設置された。

出典：東京都中央卸売市場ホームページより作成

資料 2

1 「大規模事業所への温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度」概要

平成20（2008）年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出量総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。本制度の削減計画期間（以下「計画期間」という。）は、平成22（2010）年4月から開始されている。

本制度では、総量削減義務を履行する手段の一つとして、排出量取引制度を設けている。平成23（2011）年4月から、特定地球温暖化対策事業者*は、超過削減量及びオフセットクレジット（都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット及び埼玉連携クレジットをいう。以下同じ。）を排出量取引により取得し、それらを削減義務への充当に利用することができる。また、特定地球温暖化対策事業者は、その他ガス（エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス）の削減量を削減義務への充当に利用することができる。このほかに、排出量の削減を進めて超過削減量又はオフセットクレジットの発行を受けた場合には、排出量取引によりそれらを売却することができる。

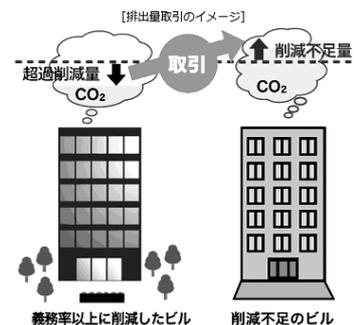
※特定地球温暖化対策事業者……特定地球温暖化対策事業所（総量削減義務がかかる事業所）の所有事業者等

出典：東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度

における排出量取引運用ガイドライン（平成29（2017）年8月）」より作成

2 排出量取引のイメージ（右図）

出典：平成28（2016）年11月4日東京都環境局
報道発表資料
別紙「都のキャップ&トレード制度について」
より抜粋



3 関係法令

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（一部抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

（知事の責務）

第3条 知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

資料 3

世界に冠たる国際金融都市・東京の実現に向けた課題

金融面における東京の課題として、具体的に以下のようなものがある。

- ① アジア域内における国際金融都市・東京のステータスは、香港、シンガポールといった都市の発展により優位性が低下している。（略）
- ② （略）東京に存在する金融機関に対し、海外からの運用資金、金融に関する最新の情報・技術が届きにくくなり、東京に存在する金融機関から顧客にとって魅力ある金融商品が誕生せず、都民、国民の資産形成に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ③ （略）日本の銀行の預貸率が年々低下している一方、日本の個人金融資産のかなりの部分は預金・貯金に滞留している状況にあるが、今後、国内経済を活性化させていくためには、預金・貯金として滞留している資金が成長分野への投資に回る状況を創る必要がある。
- ④ 成熟した都市・東京が世界的な国際金融都市になるためには、多くの金融機関が集積しているなどといったビジネス面の魅力のみならず、東京が金融の分野において世界の模範になるような行動を進める都市になる必要がある。

東京市場に参加するプレイヤーの育成

- ・東京市場にイノベーションを起こすとともに事業者間の競争を促進することで、都民に低廉かつ良質な金融サービス、商品が提供されるよう、国内の金融人材の育成に加え、国内外問わず、金融関係の新たなプレイヤーが東京市場に参入することを促進する必要がある。
- ・とりわけ、国民の安定的な資産形成や成長産業へのリスクマネーの供給という重要な役割を持ちながらも、欧米諸国と比べて規模が劣ると言われる資産運用業や、金融サービスの高度化や成長産業の発展に向けて新たなビジネス手法を提供するフィンテックに焦点を当て、平成29年度からの4年間で資産運用業及びフィンテック系の外国企業40社を誘致する目標の達成などのため、東京市場への参入を促進する施策を講じていく。

東京市場に参加するプレイヤーの育成			
	海外金融系企業の誘致	国内外金融系企業の育成	金融系人材の育成
資産運用業者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ インセンティブ、規制緩和等による誘致の促進 ➢ 官民一体となった海外プロモーション活動 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新興資産運用業者育成プログラム(EMP)等の導入 ➢ 資産運用業者の体制構築に向けた支援 ➢ 資産運用業者と国内機関投資家のマッチング機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 高度金融専門人材の育成 ➢ 東京都における国際金融人材の計画的な育成
フィンテック企業	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 東京金融賞(仮称)の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アクセラレータプログラムの実施による革新的なビジネスの開発 ➢ フィンテック等のイノベーション活性化に向けた環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 金融教育等の充実

国内外の金融系企業と高度金融人材が集積する都市を実現

出典：東京都「「国際金融都市・東京」構想 ～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～平成29（2017）年11月」より作成